

2008.07

三島市景観計画・素案

三島市

目 次

序

1) はじめに	1
2) 景観計画の位置づけ	2
3) 景観計画の構成	3
1 景観計画区域	4
2 良好な景観の形成に関する方針	9
1) 市域全体の景観形成の方針等	9
2) ゾーン別の景観形成方針	17
3) 箱根西麓地域の土地利用上の景観形成の方針	20
4) 建築物等の景観形成方針	21
5) 特に景観形成を図る必要がある地区の景観形成の方針等	23
6) 眺望地点に関する方針	36
3 良好な景観の形成のための行為の制限	43
1) 届出対象行為	43
2) 景観形成基準	44
4 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針	51
1) 景観重要建造物	51
2) 景観重要樹木	51
5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する 物件の設置に関する方針	52
6 景観重要公共施設の整備に関する事項	53
1) 景観重要公共施設等の名称	53
2) 景観重要公共施設等の整備・保全に関する方針等	54
3) 景観重要公共施設等の許可の基準	56

序

1) はじめに

本計画は、景観法（平成16年6月18日法律第110号。）第8条の規定に基づく計画です。

景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や、国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めた法律として、平成16年6月に成立し、公布されました。

景観に関する法制度としては、これまでも、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく美観地区、風致地区及び伝統的建造物群保存地区といった地域地区や地区計画制度、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法等（昭和41年法律第1号）による個別の制度はありましたが、「景観」そのものを正面から捉えた制度はありませんでした。これに対し、景観法は、「景観」そのものの整備・保全を目的とするわが国で初めての総合的な法律であります。

三島市は、平成12年に制定した三島市都市景観条例（平成12年11月30日条例第32号）に基づき景観行政を推進してきましたが、景観法が「良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であり、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効である。基礎的自治体である市町村が中心的役割を担うことが望ましい。」としていることから、平成18年2月1日に県知事の同意を得て景観行政団体となりました。

平成18年度には、三島市都市景観条例に基づく景観形成基本計画の見直しを行うなどして、本年、景観形成の実施計画となる本計画を策定いたしました。

2) 景観計画の位置づけ

景観法の規定に基づく計画であり、景観法に基づく施策の枠組みを示すものです。

<<景観形成施策の体系>>

従 来	項 目	今 後
<ul style="list-style-type: none"> ・三島市都市景観条例 (自主条例) 	根拠法等	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>景観法</u> (従来からの施策の後押し) ・三島市景観条例 (<u>景観法に基づく条例</u> + 自主条例)
<ul style="list-style-type: none"> ・三島市都市景観形成基本計画 (条例に位置づけられた計画) 	景観形成の 目標・方針	<ul style="list-style-type: none"> ・三島市景観形成基本計画 (条例に位置づけられた計画)
<ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づく施策 (自主施策 →行政指導、表彰等々) ・関連法等に基づく施策 (関連部局との協調による) 	具体的な 実施施策	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づく施策 →<u>施策の枠組みを「景観計画」 に記述</u> ・条例に基づく施策 ※ (<u>法定施策</u>→一定の強制力を有する + 自主施策→行政指導、表彰等々) ・関連法に基づく施策 (<u>景観法により体系化</u>)

※ 景観法に基づく一定の強制力は、届出対象となる行為を定め、届出に基づき良好な景観を誘導していきます。

制限に適合していない場合は、勧告、変更命令を行うことができます。

3) 景観計画の構成

本計画の構成は、次のとおりです。

